

丹波篠山市消防団の地域イベント従事にかかる基本指針

この基本指針は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示1）に基づく消防団の業務のうち、丹波篠山市消防団が地域イベントに従事する場合の基本的な考え方を示すものとする。

1. 対象となる地域イベントは、兵庫県や丹波篠山市等の行政機関が主催する事業を除き、地域団体等（自治会、まちづくり協議会を含む）が主体的に行う次に掲げるものとする。なお、民間事業所等が主体的に行う地域イベントにあつては、実行委員会形式の運営形態とするなど、地域と連携して地域振興に寄与していれば対象とするが、真に営利を目的とするものは対象としない。
 - (1) 花火大会等火災の発生が懸念されるもの
 - (2) 消防車両展示等消防団活動の啓発が含まれるもの
 - (3) 消火器指導等防災・防火啓発が含まれるもの
 - (4) その他、地域の実情に応じて特に必要とされるもの
2. 地域イベントへの従事にあつては、他の緊急対応や消防団員への負担を考慮し、従事規模及び従事内容が最小限かつ効果的となるよう努めなければならない。
3. 地域団体等又は民間事業所等は、消防団の従事を希望する場合は、予め該当地域を管轄する分団長等の内諾を得たうえで、2週間前までに別記様式により依頼するものとする。この場合において、別記様式に準じていれば、任意様式でも可とする。
4. 地域イベントに従事した場合の消防団員への報酬は、原則、地域イベントの主催者が支払うものとする。
5. この基本指針は、令和8年1月1日から適用するものとする。